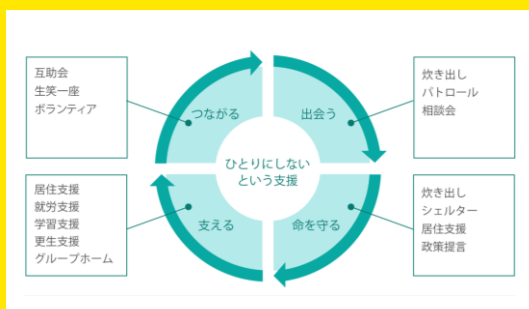


これからの居住支援に関する 奥田メモ 2022年6月25日 全居協シンポ

1



抱樸の活動



34年

抱樸は1988年から活動を行っています

↑ 3,750人

抱樸の居住支援を受けて家に住めるようになった人数

♡ 2,000人

現在も継続してサポートしている人数



1,923人

ボランティアとして登録している人数



147,895食

炊き出しで配ったお弁当の数



145,204件

生活困窮者からの相談の数



11件

厚生労働省など省庁の政策立案や審議会に参加した件数



27事業

子どもから大人まで包括的な支援

2

問題意識

孤立化（単身化）と家族の脆弱化

1）家族機能の社会化

（制度の手前の日常生活支援）

2）「共生型支援付住宅」の確保

（半公的受け皿の確立）

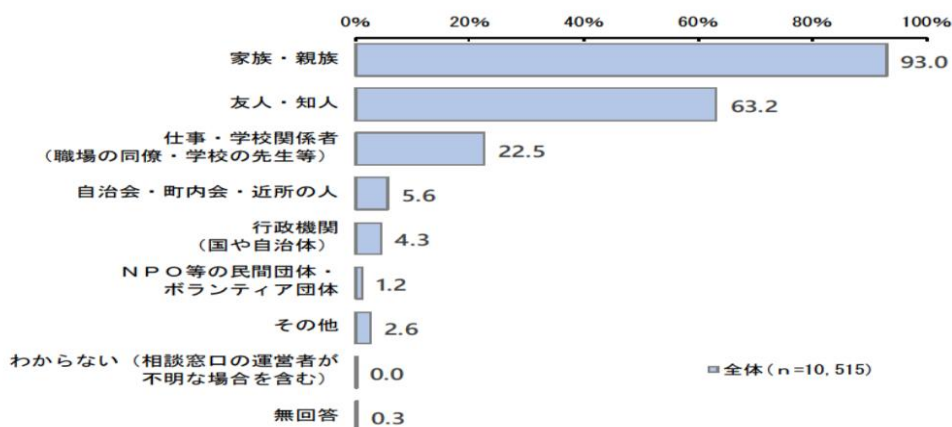
3）プレーヤーの確保

（居住支援法人の強化）

3

～家族以外に相談できる人がいない日本社会

【図 1－56】 不安や悩みの相談相手の種類【複数回答】

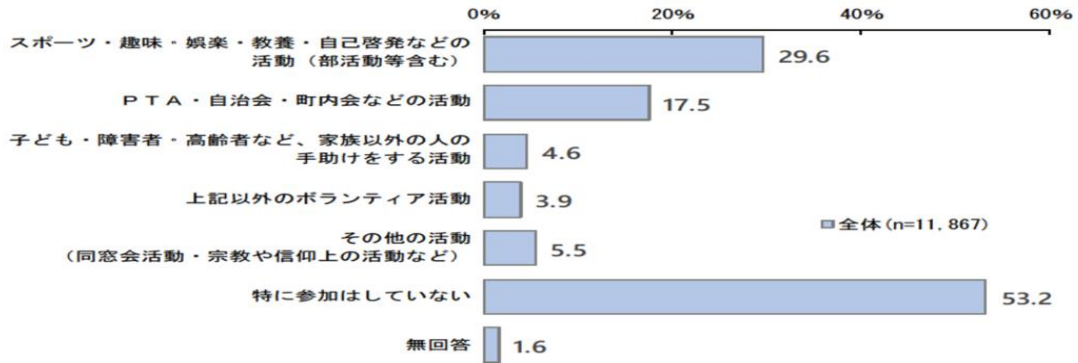


2022年4月8日内閣府孤独・孤立対策担当室「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」より



～家族以外の人との関わる機会の少なさ

【図 1－43】社会活動への参加状況【複数回答】

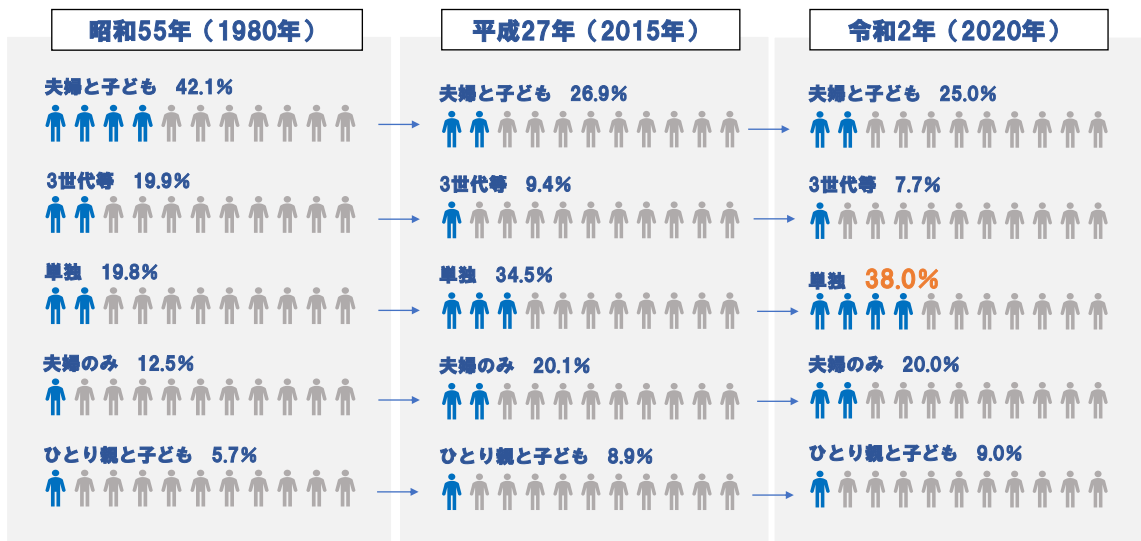


内閣府孤独・孤立対策担当室「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」より

N P O 法人ほうぼく — 抱樸



家族の姿の変化



（資料）内閣府男女共同参画局（2022）『結婚と家族をめぐる基礎データ』2022年3月2日

昭和55年（1980年）

家族の風景

第1位



42%

第2位



20%

第3位



20%

7

2020年（40年後）

単身増加
家族の不在

第1位



38%

第2位



25%

...

第5位



7%

8

病気の時や日常生活に必要な作業について頼れる人の有無
(国際比較) (※複数回答)

	60歳以上の単身者が頼れる人 (2015年)				
	別居 家族	友人	近所の人	その他	頼れる人 なし
日 本	67.3%	21.1%	15.8%	7.0%	12.9%
米 国	55.9%	48.0%	27.0%	9.2%	13.1%
ドイツ	63.3%	46.0%	45.0%	5.9%	6.1%
スウェーデン	58.0%	49.1%	30.1%	9.6%	9.2%

(資料) 藤森克彦(2016)『単身高齢世帯(一人暮らし高齢者)の生活と意識に関する国際比較』(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『高齢者の生活と意識—第8回国際比較調査結果報告書』2016年3月)。

N P O 法人ほうぼく — 抱樸 

居住支援の場所

地域包括ケア システム

ここが
ある前提



すまい・すまい方・生活
支援など生活基盤
がある



医療介護サービスなど
が効率的・効果的に
提供できる



この前提で葉っぱが青々と
茂る？
しかし、その前提が無く
なったら、弱くなったらどう
する？

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

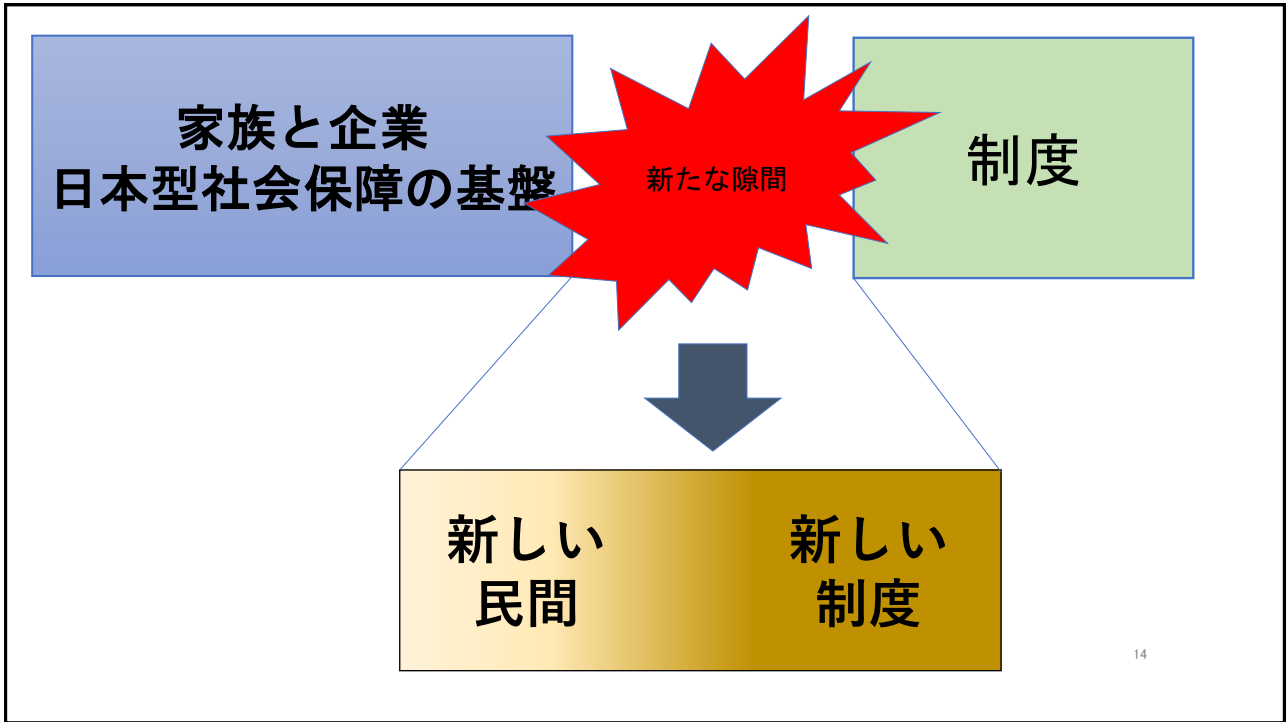
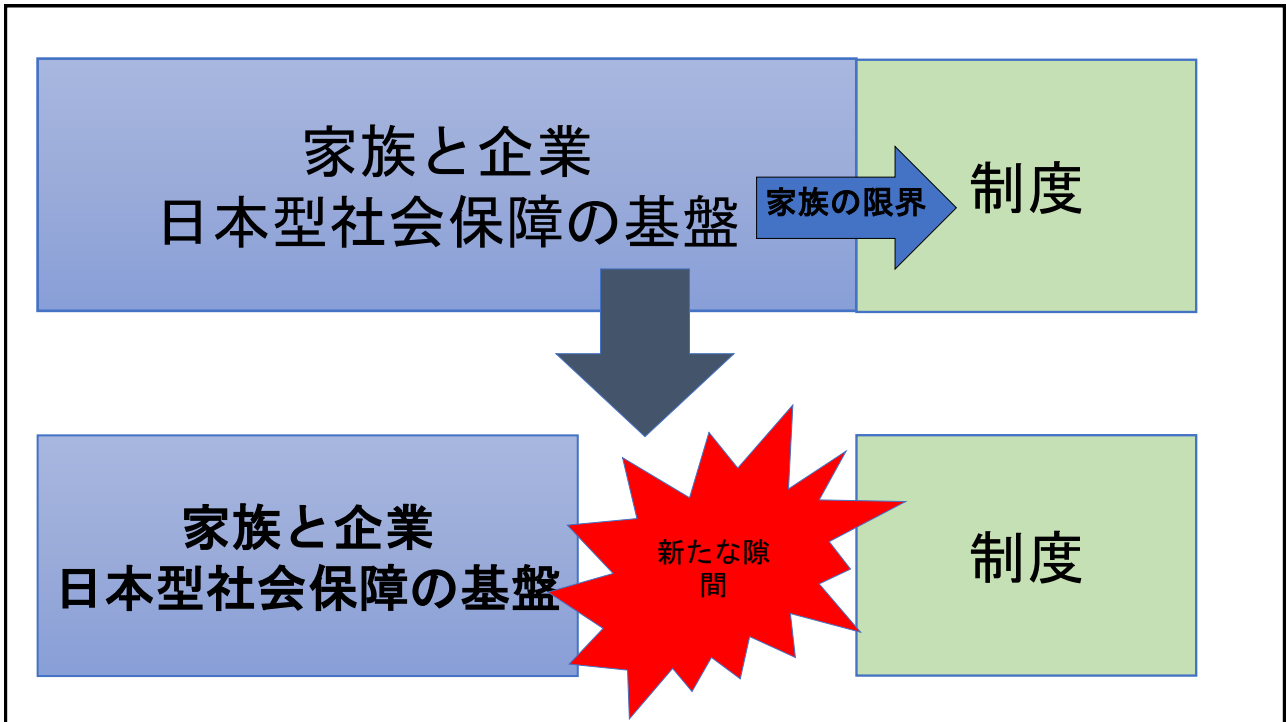
出所)植木鉢の絵:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書」(地域包括ケア研究会)、平成27年度老人保健健康増進等事業。



制度(葉っぱ)の前提は下の三つ

- ①本人の選択と家族の心構え
- ②住まいと住まい方
- ③介護予防・生活支援

この三つは家族機能
これが弱まると制度は成立しない！



抱樸型包括ケアシステムへの模索

特徴—三つの組み合わせ

- ①「専門性と家族機能」の組み合わせ
⇒フォーマルサービスとインフォーマルサービス
- ②「解決型と伴走型」の組み合わせ
⇒二つの機能
- ③「支援する側とされる側」の組み合わせ
⇒相互性・互助性

15

包括型居住支援の7つのポイント

16

「すまい」を社会保障に

- ①住宅は基本的に民間市場（賃貸・持家）が担ってきた
- ②人口減少、空き家増加、単身化、低所得層増加、家族脆弱化、就労の脆弱化などが重なり、市場原理ではこれまで通り動かない
- ③所得に対する家賃が高すぎる
（基礎年金6万5千円で家賃3万円以上👉生活できない）

※空き家の半公的活用

※家族的支援付

※地域参加支援付



「共生型支援付社会住宅」

17

① ハウスレス・ホームレス 2つの視点をもつこと

- ハウスレス（経済的困窮）とホームレス（社会的孤立）の2つの視点
- 経済的困窮への対応（問題解決型支援）に加え、社会参加や人との繋がりを含めた生活の営みを確保する（伴走型支援）が重要。
👉住居は社会参加の入り口

18

②総合的な相談支援

- 住宅のことで困窮している人は、多くの場合住宅だけでなく、複合的な困難要因を抱えている場合が多い。
- 居住支援に関する相談支援は総合的なものである必要がある。
- 一つの相談窓口だけでは対応できないことも多いので不動産事業者、物件オーナー、居住支援法人、居住支援協議会、地域（ご近所）、民生委員、地域社協などとの連携体制を構築する必要あり。

③ 2つの安心を支援 大家の安心 入居者の安心

- 「入居者の安心」と「大家（オーナー）の安心」をどちらも支援
- 「入居者の安心」については、前述のとおり社会的孤立を解消することを含めた「助けて」と言えるつながりが必要である。
- 加えて「大家（オーナー）」も「助けて」と言える体制の確保
- 大家の不安
 - 1) 家賃滞納
 - 2) 保証人不在、
 - 3) 身元引受
 - 4) 相談先
 - 5) 死後事務など

④住宅確保（空家活用） —入居支援（マッチング）

- 空き家の活用☞大家の安心確保
- 不動産事業者との連携体制
- 居住支援法人との連携
- 居住支援を行う団体によるサブリースモデル構築

21

⑤断らない債務保証

- 債務保証は居住支援法人が独自に担うこともできる
- 家賃債務保証会社と連携して行うことも可能
- 審査で落ちる人がいる
- 家賃滞納情報をいかに早く察知できるかが重要
- 家賃滞納の原因を確認して対応
 - ☞原因が依存症等によるものであれば金銭管理の支援等を検討
 - ☞保護世帯の場合は、代理納付を利用

⑥日常生活支援 家族機能の社会化

- 制度以前の家族機能である日常生活支援の確立
- 居住支援法人の活用（全国で約500法人）
- 居住支援法人の半数は不動産事業所、半数は福祉関係団体
- ただし、居住支援法人としての収入構造を持っていないことを留意
- 委託事業等の創設が必要

⑦地域参加コーディネート

- 居住支援は、社会的孤立の解消までを射程に入る。
- 出会いから看取りまでが居住支援のステージ
- 大家の7割が高齢単身の入居に嫌悪感。死後事務等が問題。
- 地域共生社会の実現に貢献し、地域からの情報が入ったら支援に入るような体制構築も含め、共生型の地域をコーディネートしていくことが重要。

これからの居住支援施策について

25

包括的居住支援に必要な4つのパート

現金給付
(家賃補助)

現物給付
(共生型支援付
社会住宅確保)

サービス給付
(相談・入居
制度つなぎ
日常生活支援)

地域居住支援センター(居住ケアマネ)

現金給付（住宅手当）

- ①現状で使える主な制度
 - 1) 生活保護（生活保護の切り出し論）
 - 2) 住居確保給付金（生活困窮）
 - 3) 家賃低廉化（住宅SN）
- ②新たな住宅手当の創設
- ③対象者と期間をどうするか？
- ④大家は家賃を下げず家賃を確保できる
- ⑤しかし、大家の安心は解消しない
 - ・通常の賃貸借契約であること
 - ・住宅の管理等の責任
 - ・日常生活支援や見守り
 - ・死後事務
- ※誰が支援するのか？誰が大家の相談にのるのか？
- ⑥財政問題どうする

■家賃が収入に対して
高すぎる
■老齢基礎年金で
生活出来る家賃

27

現物給付（住宅確保）

- ①空き家活用（全国800万戸・駅1千キロ以内140万戸）
 - ・今後、空き家はさらに増加－特に新耐震（1981年以降）の物件
- ②「低廉」+「生活支援（施設以前）」+「地域参加」を可能にする物件
☞「共生型支援付社会住宅」
- ③住宅確保の受皿「共生型支援付社会住宅（日本型社会住宅）」創設
 - ・空き家の社会活用を目指すオーナーから借り上げの仕組み
 - ・借り上げの受け皿として「日本社会住宅協会（仮）」設立。（所有権は存続）
 - ・「遺贈」の増加が予測される中、「日本社会住宅協会」がその皿となる
 - ・「借り上げ」「リノベ」「保全」と「支援費（一部）」は公費で手当。
 - ☞休眠預金を政策的費用として活用検討
 - ・物件提供オーナーに対して税制優遇措置を検討

28

サービス給付（生活支援と共生化）

- ①単身化と家族・地域の脆弱化の中でこの部分がカギとなる
- ②入居マッチング支援（新規入居・転居）
 - ☞債務保障や、大家と本人にとっての相談役の確保・身元引受けなど
- ③制度以前の「家族機能の社会化」の実現
 - 1）総合相談（本人・大家） 2）生活支援・見守り 3）死後事務
 - 4）制度へのつなぎ（社会保障活用） 4）権利擁護（後見人含）
- ④地域参加への支援と地域づくりの視点
（孤立防止・地域ネット・社会保障ネット）
- ⑤プレーヤーの確保・居住支援法人の育成
 - ・人材育成
 - ・居住支援に関する事業委託
 - ☞住宅SN制度、生活困窮者自立支援制度、法務省更生支援

29

地域における居住支援のマネジメント 「居住支援センター」と「居住ケアマネ」

- ①制度（省庁）縦割りを統合的・包括的にするしくみが必要
- ②総合相談を可能にする「地域居住支援センター」設置（全基礎自治体）
- ③「居住ケアマネジメント」の確立
 - 支援計画と共生型支援付住宅の創造
 - 「居住ケアマネジャー」の育成
- ④居住支援法人の再編☞「認定居住支援法人」の認定
 - 1）居住支援法人—入居支援・生活支援・地域コーディネート
 - 2）認定居住支援法人—支援計画作成・共生型支援付住宅確保

30

各省庁の課題

【厚労省】

1) 生活困窮者自立支援法改正（社援局・2023年）

- ・自立相談支援事業に「居住支援専門員」の配置（必須）
- ・一時生活支援（ホームレス支援）を「居住支援事業」に改名（任意）
- ・「居住支援事業」に以下の三つの事業枠を想定
 - 以下の二つの事業を選択できる（両方実施もあり）
 - 1) 「一時生活支援事業」（ホームレスなど即日対応の必要性）
 - 2) 「地域居住支援事業」（相談（大家含）、入居、生活支援、死後事務、地域参加）

2) 生活保護法（社援局・2023年）

- ・単身高齢被保護世帯を対象に「日常生活支援で日常支援必要な被保護者への支援強化」
- ・生活困窮者自立支援（ケア）との「重なり合う支援」
- ・住宅扶助の切り出し検討、しかし、支援は誰がするか？

31

各省庁の課題

【厚労省 2】

3) 介護等高齢者施策（老健局）における住まい保障の強化

- ・「住まい・住まい方」「本人の選択と家族の心構え」が介護等の制度の前提とされてきたが、この部分が脆弱化して現在において、介護事業でどのようにこの部分をカバーするのか。
- ・地域包括ケアシステムの事情は、「制度の足し算」がベース。家族機能をどう構築するのが今後包括ケアのポイントとなる。
- ・地域包括ケアにおける「居住支援」の在り方を検討するべき

4) 障害部

- ・「にも包括」やGHの見直しの議論における居住支援の在り方、特にその実行の仕組みや費用負担などの議論が必要。
- ・「自立生活援助」の事業者指定に居住支援法人を入れる
- ・いずれにせよ、障害福祉分野における居住支援法人への委託事業を創設する

32

各省庁の課題

【国交省】

- 1) 住宅セーフティネット制度
 - ・法改正はいつ
 - ・厚労省との共管の可能性—特に居住支援法人をどうするか
 - ・家賃低廉化の拡充
- 2) 「共生型支援付社会住宅」を確保するための受け皿の創設
 - ・登録住宅を借上げ「共生型支援付住宅（シン登録住宅）」へ
 - ・大家からの借り上げの受け皿、遺贈等の受け皿
 - ・「借上」、「リノベ」、「保全」の費用の確保（休眠預金の可能性）
 - ・税制優遇（固定資産税の軽減）
- 3) 生活支援を行う居住支援法人への委託事業の設立
 - ・入居に関する支援等（入居、大家相談、保証人等確保）

33

各省庁の課題

【金融庁・内閣府】

- 1) 休眠預金（年間1000億円程度）を活用し、「共生型支援付き型社会住宅」という新しい社会資源創設するための資金確保
 - ・「共生型支援付社会住宅」確保と意地のための費用を捻出
- 例) 抱樸2020年コロナ緊急クラファン 一億1500万円・一万人
全国10都市10団体が「空き家活用型支援付住宅」創設。
現在187室が稼働 イニシャルコスト平均一軒約50万円
(借上・家具家電・スタッフ三か月・事業アドバイス)
休眠預金を年10億円確保⇨1年2000戸、10年二万戸を確保可能

【法務省】

- 1) 再犯防止法による実施計画見直し
 - ・居住支援の強化
 - ・居住支援法人への生活支援の委託事業創設

34

おわりに
法案化への動き？

「包括的居住支援基本法」(仮)

「すまい保障」を社会保障の中に位置づける
というようなことを考えるわけにはいかないか？
縦割りを統合する基本的な理念を明確化する法案として